

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間：1年以内 **償還期限：**2年以内 **利子・保証人：**無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

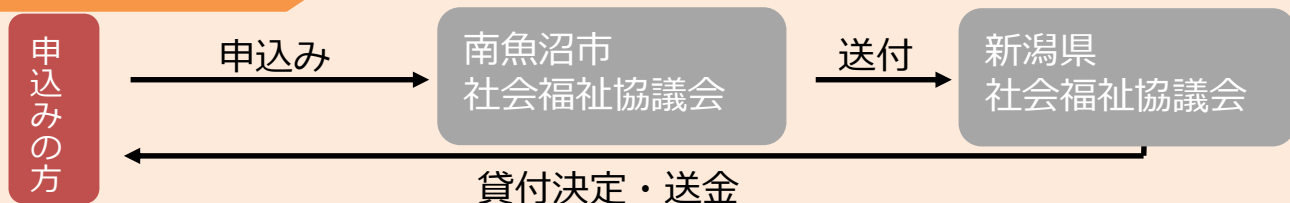
貸付上限額：（2人以上）月20万円以内
（単身） 月15万円以内 （貸付期間：原則3月以内）

据置期間：1年以内 **償還期限：**10年以内 **利子・保証人：**無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。
（最大80万円）

貸付手続きの流れ



●ご相談・お申込みは

南魚沼市社会福祉協議会「くらしのサポートセンターみなみ」

025-773-6919 ※8:30～17:00（土日・祝日以外）

※ ホームページの相談フォームからの相談・問合せも可能です。

または、新潟県労働金庫 六日町支店（申請書のお渡しのみ）

●一般的なお問い合わせは相談コールセンター

0120-46-1999 ※9:00～21:00（土日・祝日含む）

